

聖学院小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめとは児童の学校教育を受ける権利を初めとした人権を著しく侵害するものであり、いじめを受けた児童の心身の成長にも重大な影響を及ぼす可能性のあるものである。また生命、身体の危険を生じる恐れもある重大な人権問題である。

いじめはどの児童にも起こりえるものである。またどの児童も被害者にも加害者にもなる可能性があると共に、直接関与していなくてもいじめが行われた場合にその事実を知っているなどという形も含めれば、いじめに全く無関係である児童はいないとの認識を持ってこの「いじめ防止基本方針」を策定し、全教員、職員がこの基本方針をもとに、児童が安心して学校生活を送ることができるように学校の環境を整えるものである。

いじめの定義

いじめとは「当該児童が一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とし、その行われている場所は学校の内外を問わない。またインターネット等を通じて行われるものも含む。

個々の行為がいじめに該当するかどうかの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめを受けた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ防止」の組織

- (1) 聖学院小学校ではいじめを防止する取り組みを実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を置く。
- (2) いじめ対策委員の構成メンバーは、校長、教頭、校長補佐、チャプレン、生活部長、事務長及びスクールカウンセラーとし、校長が必要に応じて該当学年主任、担任、養護教諭等を構成メンバーに加えることができるものとする。
- (3) 「いじめ対策委員会」は次のことを行う。
 - ①いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施、行動計画の策定、実行および検証、修正。
 - ②いじめおよびその疑いのある件に関わる児童の行動、状況等に関する情報の取

集、記録、ならびに必要な場合には委員会に属さない教員、職員との情報の共有。

- ③いじめおよびその疑いのある件に関わる児童への支援、指導の体制作り。また保護者への対応方針の決定。
- ④重大な事態が疑われる事案が発生した時、その原因究明。特にその原因がいじめにあるかどうかの判断。
- ⑤いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。

いじめの未然防止

（１）キリスト教に基づく教育

- ①毎日の礼拝を通して、自分が深く神と人に愛されている存在であることを知ると共に、周りの人も同じように神と人に愛される存在であることを知り、それが互いに愛し合う心情、行動にむすびつくように指導する。
- ②礼拝中での祈り、食前の祈り、下校前の祈りにおいては自分のためだけに祈るのではなく、病気や、けがをしている友だち、なやみを抱えている友だち、被災した人々、世界で苦難にあっている人々のために祈ることを通して、他者への思いやりの心を育てる。

（２）ワークショップ型の授業など児童が主体になって活動する授業

これからの時代を生きていくために、「自ら考え問題を解決する能力」が必要である。「問題を自ら解決する力」における「問題」とは「学習問題」だけを指すのではなく、子どもたちが成長して行く中で、また社会に出てから出会うすべての問題、特に人間関係に関わる問題を指す。また、自らがいじめの加害者や傍観者となることのないように自分を律する力も含まれる。

その力を育てるためには、自分が選んだ仲の良い友だちとの活動だけではなく、時には気の合わない人とも話し合い、協力することが求められる授業、すなわちワークショップ型の授業を積極的に取り入れていく。

（３）異年齢間の活動

学年を縦割りにしたグループによる学習活動、課外活動や幼稚園児との交流の場を増やし、自分より弱い者に対する思いやりの心を育てる。

(4) 情報機器マナー教室

携帯電話その他の情報機器を用いたネット上のいじめ、また電子メールが小学生でもいじめの温床として大きな問題となっている現状を踏まえ、情報モラル教育を実施する。

いじめの早期発見

- ① いじめはどの児童にも起こりうるとの認識に立ち、すべての教員、職員が児童の様子を丁寧に見守ることにより児童の細かな変化も見逃さないように努める。
- ② 児童の変化に最初に気づくのは保護者であることが多いことを踏まえ、保護者からの訴え、相談には速やかに対応する。
- ③ 教員、職員の見守り、また児童や保護者の訴え、相談によっていじめの可能性を察知したときには、全教員、職員で情報を共有し、より大勢の目で児童を見守ると共に、必要があれば被害児童から直接話しの聞き取りを行うなどして事実の把握に努める。
- ④ スクールカウンセラーを常駐させる。

いじめの早期解決のために

- ① いじめと疑われる行為を発見したときは速やかにやめさせる。
- ② いじめと疑われる行為を発見したとき、相談、訴えがあったときは速やかに「いじめ対策委員会」を開き、情報を共有すると共に対応策を検討し、すみやかに対応策を講じる。
- ③ いじめの被害児童を支援する、加害児童を指導する、被害児童および加害児童の保護者と連携を図るなどして、問題の早期解決を図る。またいじめが行われていることを知りながら傍観している児童がいた場合には、傍観もいじめに加担することになることを認識させ、傍観者にもならないように指導する。
- ④ いじめの被害者の心の傷を癒すために、担任はもとより全教員、職員が全力を尽くす。また特にスクールカウンセラー、養護教諭との連携を重視する。

重大事態への対応

- ① いじめによって「児童の生命、心身、財産に重大な被害」が生じた場合には直ちに学校法人「聖学院」および東京都知事（東京都生活文化局私学部長）に事実を報告し、調査等の指示があったときはそれに従う。

- ② 学校として調査を行うときには、その状況、結果をいじめの被害児童およびその保護者に報告する。
- ③ 調査結果は学校法人「聖学院」および東京都知事に報告する。
- ④ 調査結果をもとに再び重大事態が起こらないように、必要な処置をとる。

いじめ防止基本方針の評価

重大事態が発生した場合は全教職員で情報を共有し、「いじめ防止基本方針」、「いじめ対策委員会」がきちんと機能しているか検証する。また、いじめと判断される事態が発生しなくても、年度の終わりには上記の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

※2020 年度よりいじめ対策委員会の組織変更を行う。具体的な組織内容は本文に記載の通り。